

10月から子ども手当が変わりました

平成22年度4月から施行された「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(子ども手当法)」に基づく手当は平成23年9月で廃止となり、新たに10月から「平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法(特別措置法)」に基づく手当が支給されます。



これまでと何が
変わったの?

これまで一律13,000円だった子ども手当が・・・



- ★ 3歳未満は一律**15,000円**
- ★ 3歳～小学6年生の第1子と第2子は**10,000円**
- ★ 3歳～小学6年生の第3子以降は**15,000円**
- ★ 中学生は一律**10,000円**

※上記の内容は、子ども一人当たりの金額となります。

その他にも

- ★ 国内に居住する子どもが手当の対象となります。(留学中等を除く)
- ★ 児童養護施設等に入所している子どもは、施設設置者に手当が支給されます。
- ★ 離婚協議中などで別居している場合は、子どもと同居している者に支給されます。
- ★ 保育料や学校給食費等の未納分を手当から直接徴収できるようになります。

注) 子ども手当法が9月で失効となりましたので、これまで子ども手当をもらっていた方も

新たに認定請求書の提出が必要となります。詳しくは10月下旬～11月初旬に通知致します。

注) **10月支給(6月～9月分)の子ども手当**については、子ども手当法に基づく手当で、子ども一人当たり一律13,000円となります。

※市ホームページにもQ & Aが掲載されています。

よくある質問

Q 平成23年10月からの新たな手当制度において、3歳から小学校6年生の子どもについては、第1子・第2子と第3子以降で支給月額が異なりますが、第3子とは、児童手当と同様、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えるのでしょうか。

A 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(主に高校3年生まで)にある子どもの数で判断します。したがって、例えば、19歳、17歳、10歳、5歳の子を養育している方の場合、支給対象となる10歳、5歳の子どもについては、10歳の子どもが第2子の取扱い(支給月額10,000円)、5歳の子どもが第3子の取扱い(支給月額15,000円)となります。

お問い合わせ：児童家庭課 ☎973-4983